

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	令和4年4月22日 午後3時15分頃 高山市久々野町久々野1574番地1先（市道反保3号線）		
	事故の概要	側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（燃料タンク等）	
	被害総額・市の過失割合	—	174,647円・100分の100	
	賠償金	—	174,647円	
	内 訳	保険金	—	174,647円
		一般財源	—	0円
	専決年月日	令和4年7月5日 地方自治法第180条第1項		
2	発生時期・場所	令和4年7月1日 午後5時50分頃 高山市奥飛驒温泉郷平湯791番地38（あかんだな駐車場）		
	事故の概要	草刈作業中の飛び石による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（リアガラス）	
	被害総額・市の過失割合	—	109,624円・100分の100	
	賠償金	—	109,624円	
	内 訳	保険金	—	109,624円
		一般財源	—	0円
	専決年月日	令和4年8月3日 地方自治法第180条第1項		

No.	項目	内容	
3	発生時期・場所	令和4年7月8日 午後5時20分頃 [REDACTED]	
	事故の概要	停車しようとした救急車による屋根梁の破損事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損 (屋根梁)
	被害総額・市の過失割合	—	94,600円・100分の100
	賠償金	—	94,600円
	内訳	保険金	—
	一般財源	—	0円
	専決年月日	令和4年8月3日 地方自治法第180条第1項	
4	発生時期・場所	令和4年3月31日 午後2時45分頃 高山市三福寺町1176番地6 (市道三福寺46号線)	
	事故の概要	直進中の公用車と左折合流車両との接触による車両破損事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損 (左フロントバンパー等)
	被害総額・市の過失割合	—	228,408円・100分の20
	賠償金	—	45,682円
	内訳	保険金	—
	一般財源	—	0円
	専決年月日	令和4年8月17日 地方自治法第180条第1項	